平成２６年（フ）第４６号
埼玉県秩父市下吉田6617番地４
債務者　引間　博之
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第４１２号
新潟市西区真砂１―14―１　国立病院機構西新潟中央病院、住民票上の住所新潟市東区有楽３丁目５番地16
債務者　橋本　久則
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４号
長野県松本市波田8266番地２
債務者　横内　誠一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１９９号
三重県鈴鹿市西条４丁目62番地　メゾングリーンウッドＡ－２－Ｃ
債務者　渋谷アキオこと　ＳＨＩＢＵＹＡ　ＡＫＩＯ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２００号
三重県鈴鹿市西条４丁目62番地　メゾングリーンウッドＡ－２－Ｃ
債務者　ゼリア　オリベイラ　シブヤ（ＺＥＬＩＡ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ　ＳＨＩＢＵＹＡ）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３７号
三重県桑名市大字下深谷部4719番地15
債務者　佐久間　良
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
三重県四日市市三重４丁目３番地　32―405
債務者　一尾由希子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
三重県四日市市大字茂福231番地１　市営住宅１－９
債務者　奈良　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１２４号
京都市山科区厨子奥苗代元町10番地37
債務者　加地　公子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２４号
京都市右京区梅津南広町91番地　南広ハイツ205
債務者　右今　英雄
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４４号
京都市東山区福稲高原町13番地50　レオパレスプリオール東山Ⅲ401号室
債務者　木村　博郁
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６８号
京都市西京区大枝東新林町３丁目７番地　28棟1001号
債務者　川島　好博
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７３号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付１番地３
債務者　安宅　重隆
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７７号
京都市左京区岩倉上蔵町123　北山病院、住民票上の住所京都市右京区西院月双町58番地１　コーポ中村103号室
債務者　九郎丸伸五
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８６号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―404、前住所京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地11―202
債務者　中村　竜樹
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８７号
京都市右京区梅津中倉町４番地６　松尾ブリッジマンション２－Ｃ
債務者　升森　奈里
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７号
鳥取県米子市旗ヶ崎４丁目14番２―205号
債務者　宮原　俊二
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部